

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第128号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成25年8月7日（水） 16時00分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島北方沖（琵琶湖中央部） 近江八幡市所在の沖之島村二等三角点から真方位344° 1, 100m付近 （概位 北緯35° 13.0′ 東経136° 03.8′）
事故等調査の経過	平成25年8月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ライトウェーブⅦ、2.7トン
船舶番号、船舶所有者等	243-38197大阪、ライトハウス株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	継電器の接触不良
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、琵琶湖中央部の大津市北小松のマリーナを出発して遊走後、沖島北方沖で主機を止めて漂泊し、同乗者2人を本船に残して船長及び同乗者4人が湖に入り、暑さをしのいでいた。</p> <p>本船は、平成25年8月7日16時00分ごろ、本船に残っていた同乗者の1人が遊走を再開しようとして主機の始動操作を行ったものの、始動できず、流されて湖に入っていた船長及び同乗者4人から離れていった。</p> <p>本船に残っていた同乗者は、携帯電話でマリーナに救助を要請し、来援したマリーナの救助船が、湖に入っていた船長及び同乗者4人を救助した後、本船をえい航して17時00分ごろマリーナに戻った。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好
その他の事項	<p>本船は、ウォータージェット推進装置を2基備え、船底部の吸水口から吸い込んだ水を船尾のノズルから噴射することにより、推進力を得るようになっていた。</p> <p>主機は、始動する際、まず、蓄電池から主機の電気系統に電源を供給する主継電器を入れ、鍵スイッチをONにして始動ボタンを押す必要があった。</p> <p>本船に残っていた同乗者は、小型船舶操縦士の免許証を受有しており、何回か本船の主機を始動した経験があった。</p> <p>本船は、湖に入っていた同乗者2人が泳いで追い掛けたものの、追</p>

	<p>い付かず、救助された際、追い掛けた同乗者からも見えない程距離が離れていた。</p> <p>船長は、6～7年前から本船をマリーナに預けており、年間を通して夏場に2～3回乗船する程度であった。</p> <p>船長は、本インシデント発生場所で遊んだことが、何度かあったが、水の流れは日によって異なり、本インシデント時、本船が波によって流されたと思った。</p> <p>主機は、船長がマリーナに戻って点検したところ、特に不具合箇所はなく、始動時に操作する主継電器を入れたり、切ったりしていたところ、始動できるようになった。</p> <p>主継電器は、時計回りの方向と反時計回りの方向にそれぞれON-OFF位置があるレバー式のスイッチであり、操縦席後部に設置されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり あり</p> <p>本船は、沖島北方沖で主機を止めて漂流中、電源系統の主継電器が接触不良を生じたことから、主機が始動できなくなって運航不能になったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、沖島北方沖で主機を止めて漂流中、電源系統の主継電器が接触不良を生じたため、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間使用していない機関を使用する場合は、使用前に十分な作動試験を行うこと。 ・ 湖で遊走する場合は、さまざまな水理現象が絡み合い、時に強い湖流が発生することを念頭におくこと。